
令和5年大和町議会6月定例会議会議録

令和5年6月6日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課 長 補 佐	藤 原 孝 義 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 席 務 課 長	相 澤 敏 晴
主 事	山 際 有 愛	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

関係者がおそろいですので、本会議を再開させていただいてよろしいですか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番馬場良勝君及び8番千坂博行君を指名します。

日程第2「議案第50号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第50号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

事項別明細書の4ページ2款6目の企画費の地域おこし協力隊事業についてお尋ねします。

2009年、平成21年に国が始めた事業で、私もやればいいのにといい思いはあったんですが、町で積極的に導入に向けた検討をなされていなかったような気がする中で、なぜこのタイミングなのかなというのが1点。

2点目の質問は、私が思う地域おこし協力隊、こういうふうによれば成功により近くなるのではないかという観点から、現在大和町在住の方で、なかなかお持ちではない技能をお持ちで、そういった技能を活用することによって地域おこし協力隊の成功

に導くものかという観点からすると、今回のふるさと納税の大和町の返礼品関係の商品の発掘に地域おこし協力隊の力を活用したいという町の説明でしたが、なぜそういったものに落ち着いたのか、そういったものの中で、今回決めたほかにどういったものが意見として出されて、そして最終的にそこに落ち着いたのか、経緯をお尋ねします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、千坂裕春議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

この地域おこし協力隊の今までの経過等についてという形で、このタイミングというご質問でございました。

こちらにつきましては、町のほうでもこの国の施策の中でどのように導入するかということで検討は重ねてきたところではあったんですが、なかなか踏み出せなかったというところは実際としてございました。その中で、昨年度県の地域おこしへの県のアドバイザー派遣事業というものが大和町において実施をされたという中で、この県のアドバイザーからいただいたいろんなアドバイス、それから先進地に向けた調査、そういったものを受けまして、町としてもこれはぜひ導入する経緯をもっていきたいと。その中で、2点目のご質問でもあったわけなんですけど、検討に際してはどのような形の内容を検討したのかというようなことにもなるんですが、今回お示したのはふるさと返礼品、それから町のPR、そういったものを重点において観光PR、町のPRを重視した中で協力隊を募集していきたいというところになったわけなんですけど、そのほかにも町といたしましては、含めまして5つほどのパターンを検討させていただいたというところでございました。

まずは、後継者不足というような形で担い手不足の方がいらっしゃらないか、そういったところも地域おこし協力隊にお願いするパターンとしてはあるのではないかとという形の検討。それから、テーマを設けて民間の事業者さんにその募集をという形の公募型というのも一つ提案いただいたところです。また、あと町内の職員といった方からいろんな導入のパターンを提案していただくという形、第3セクターの農地振興公社、そちらのほうに入って一緒になって事業をというような形のいろんな5つ

ほどのパターンを検討した中で、今回予算でお願いをしております町のPR、そういったところの商品開発、情報発信を外部の方から応援をいただいて、町のPRをできればということで今回お願いをしたところでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番（千坂裕春君）

今、課長のほうから選定に当たっていくつか選択肢があったという話を聞きました。私が地域おこし協力隊を使ったら成功するんじゃないかなと思ったのは、例えば今、不登校の方が多くなって、ケアハウスの指導員とかそういった方が精神心理学の資格をお持ちの方がそういったものをやることによって、場所がたまたま今、分校の空いている地域のどこかを利用しながらというのが成功に導く一つの例かなと思ったんですけども、課長が言われた選択肢というのは、どのくらいの期間でそういった選択肢を集めてそれで最終的に決めたのか、期間というものをお尋ねします。

議長（高平聡雄君）

江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの協力隊の検討に関しましては、昨年度アドバイザーで派遣いただいたところはあったんですが、それ以前より地域おこし協力隊として導入した場合のその検討パターンということで、今回検討した内容それらについては、2年ほど前からはこういった検討はした中で、昨年度のアドバイザー派遣事業等をいただいた中で町としてこのような形で公開事業化していきたいという検討を行ったというところでございます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第51号 令和5年度道路改良工事（町道雷神線）請負契約
について」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第51号 令和5年度道路改良工事（町道雷神線）請負契約について
を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

議案書1ページをお願いいたします。

議案第51号 令和5年度道路改良工事（町道雷神線）請負契約についてございま
す。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条
第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的は、令和5年度道路改良工事（町道雷神線）でござ
います。

2の契約の方法につきましては、一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）に
よる請負契約でございます。

3の契約の金額につきましては、6,523万円、うち消費税が593万円でございます。

4の契約の相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地22、大和建设株式会社で
ございます。

それでは、議案第51号関係資料をお願いいたします。こちらの資料に基づきまして
ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1 の入札方式としましては、大和町建設工事総合評価一般競争入札試行要領に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する大和町建設工事特別簡易型総合評価落札方式としたものでございます。

2 の入札参加資格であります。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格において「土木一式工事」の承認された者であること。(3) 入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。(4) 建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。(5) 工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。(6) 富谷市又は黒川郡内に本社または営業所等を有すること。(7) 大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付けがB級以上で、総合評定値(P)が700点以上であることといたしました。

次に、3の総合評価項目及び落札候補者決定基準等としましては、(1) 評価項目及び基準は、大和町特別簡易型総合評価方式落札者決定基準に示すとおりとする。

(2) 評価項目にある類似工事の条件としましては、平成30年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した、①、②の要件を満たす類似工事の施工実績を有するもので、①としまして、契約金額が税込み2,000万円を超え、建設業法の工事の種類が土木一式と区分されるもので、工事内容の一部に舗装工を含む工事。②といたしまして、国、都道府県、市町村の発注した工事としました。

4 の入札方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札、特別簡易型総合評価落札方式とする。(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、5の落札者の決定でございます。

(1) 入札価格が予定価格以下で入札した者のうち、落札者決定基準に基づき総合評価の最も高い者を落札者とする事といたしました。

6. 入札参加者でございます。

入札参加者は3社となりました。企業名は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

7. 入札及び総合評価の結果でございます。

(1) 入札調書であります。令和5年5月23日に入札を執行し、記載のとおり
の結果であり、3者とも応札額が予定価格以下となりました。そのうち価格順位1位の
者の応札額は5,930万円であり、その価格評価点は28.57点となりました。また、価格
順位1位の応札者の価格以外評価点は17.5点であり、合計いたしました評価点は
46.07点となったものでございます。この結果、価格順位1位の応札者が評価点1位
となったものであります。

次に、この工事の予定価格は8,302万円。低入札調査基準価格は7,066万7,000円で
あり、評価点1位の応札額が低入札調査基準価格を下回りましたことから落札保留と
したものでございます。(2) この結果を受けまして、令和5年5月25日に評価点1
位の応札者であります大和建设株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、
5月26日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いま
した。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該
当しないことを確認し、低入札価格調査においては、積算内容の精査及びその他基準
に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、大和建设株式会
社を落札者に決定し、5月30日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。

請負代金額は6,523万円。消費税を除いた金額は5,930万円でございます。

契約相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地22、大和建设株式会社でござい
ます。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は大和町吉岡字上柴崎地内。2の完成工期は令和6年3月15日を予定
しております。3の工事概要です。今回の工事路線は、町道南青木柴崎線から町道上
柴崎線を経由し、県道塩釜吉岡線までを結ぶ路線でございます。上下1車線ずつの2
車線と北側の既存歩道部分を拡幅する工事となっております。施工延長につきまし
てはLイコール280メートル、以下、記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、施工箇所の位置図となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、計画平面図及び標準断面図でございます。図面上段が平
面図となっております。平面図の赤色部分が今回施工する区間となっております。

図面下段が標準断面図となっております。同じく、赤色部分を施工するものでございます。図面の左側が北側、右側が南側となっております。北側に歩道を整備、歩車道境界ブロックを挟みまして片側1車線、幅員3メートルの2車線を整備し、南側残地を有効活用し、停車スペース等の路側帯を整備するものとなっております。

以上が令和5年度道路改良工事（町道雷神線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第51号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第52号 令和5年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第52号 令和5年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）請負契約を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

議案第52号 令和5年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的は、令和5年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）でございます。

2の契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3の契約の金額につきましては、9,130万円、うち消費税が830万円でございます。

4の契約の相手方は、仙台市宮城野区中野五丁目4番34号、城北興業株式会社仙台支店でございます。

それでは、議案第52号関係資料をお願いいたします。こちらの資料によりまして説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格において、「土木一式工事」の承認された者であること。（3）入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）宮城県内に本社または営業所等を有すること。（7）大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付けがA級以上で、総合評定値（P）が1,000点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

（1）ダイレクト型一般競争入札とする。（2）入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。（3）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

入札参加者は6者となりました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

（1）入札調書につきましては、令和5年5月23日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は1億1,941万円、低入札調査基準価格は1億194万4,000円であり、入札の結果、第5位までの応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

(2) この結果を受けまして、令和5年5月25日に第1順位の城北興業株式会社仙台支店から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月26日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の城北興業株式会社仙台支店を落札者に決定し、5月30日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。

請負代金額は9,130万円、消費税を除いた金額8,300万円でございます。契約相手方は仙台市宮城野区中野五丁目4番34号、城北興業株式会社仙台支店でございます。

次に事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町吉田字八反田東地内外、2の完成工期は、令和6年3月25日を予定しております。3の工事概要です。本工事は国道457線までの4車線化の工事でありまして、昨年度施行した区間から引き続きの工事となります。施工延長はLイコール230メートル、以下記載のと通りの工事内容となっております。

次に3ページにつきましては、施工箇所の位置図となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、計画平面図及び標準横断図となっております。図面上段の平面図のカラー着色部分が今回整備する区間となります。赤色の部分が車道部、黄色が歩道部、茶色が側道、緑色がのり面部となっております。次に、下段の標準横断図の赤色部分が拡幅する部分となっております。幅員につきましては3.25メートルの車線が2車線、幅員4.5メートルの歩道を南側に整備するものでございます。

以上が令和5年度道路改良工事（都市計画道路吉田落合線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第52号の説明を終了します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番佐々木久夫君。

3番（佐々木久夫君）

前回は安くて大変よかったですけれども、今回プレキャスト擁壁の基礎、前回は

下が柔らかくて改良したという話がありました。このことについてどのように処理して、今回はどのような形で発注したかお聞きします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐々木議員のご質問にお答えいたします。

前回の基礎の部分につきましては強度が出なかったので、そこまでの強度が出る砕石等に材料を変更して処理したものとなってございまして、今回につきましても、工事の部分につきましては確認した後にそういった対応をとるという形で今発注してございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

では、基礎部分については変更の可能性があるということですね。

議 長 （高平聡雄君）

亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

基礎の部分でございますので、掘った後に調査もして、強度を確認しながら施工するものと考えてございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第53号 令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第53号 令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第53号 令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約目的は、令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）でございます。

2の契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3の契約の金額につきましては、7,513万円、うち消費税が683万円でございます。

4の契約の相手方は、黒川郡大衡村大衡字古井待33、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

それでは、議案第53号関係資料をお願いいたします。こちらの資料に基づきましてご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び

第2項の各号の規定に該当しないこと。(2) 令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格において、「土木一式工事」の承認された者であること。(3) 入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。(4) 建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。(5) 工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。(6) 宮城県内に本社または営業所等を有すること。(7) 大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付けがA級以上、総合評定値(P)が1,000点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札とする。(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

入札参加者は5者となりました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1) 入札調書であります。令和5年5月23日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は9,689万円、低入札調査基準価格は8,163万6,000円であり、入札の結果、4位までの応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

(2) この結果を受けまして、令和5年5月25日に第1位の応札者である我妻建設株式会社黒川営業所から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月26日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、我妻建設株式会社黒川営業所を落札者に決定し、5月30日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。

請負代金額は7,513万円、消費税を除いた金額は6,830万円でございます。契約相手方は黒川郡大衡村大衡字古井待33、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

次に事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町落合桜和田字川前一番地内外。2の完成工期は令和6年3

月29日を予定しております。3の工事概要は、施工延長がLイコール36メートル、平均幅員Wイコール7.05メートルでございます。以下記載のと通りの工事内容となっております。

次に3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては補修一般図で、図面カラー着色部分が今回工事を行う箇所となっております。図面上段は橋梁吉田川下流側から見た側面図であり、上部工の断面修復、ひび割れ補修等を行う部分を記載したものでございます。図面中段は側面図を上から見た平面図でございまして、着色部分は上部工の橋面防水、床板補修及び舗装打換等を行う区間を記載したものでございます。なお、今回の工事もちまして、悟溪寺橋橋梁補修工事が完了するものとなっております。

以上が令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）
 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

失礼しました。施行延長に関しましては、Lイコール36.9メートルの誤りでございました。失礼しました。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第53号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第54号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第54号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

それでは、4ページをお開き願います。

議案第54号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1. 契約の目的、令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事。
2. 契約の方法、一般競争入札による請負契約でございます。
3. 契約の金額、3,506万8,000円、うち消費税は318万8,000円でございます。
4. 契約の相手方、仙台市宮城野区榴岡三丁目6番22号、株式会社太平エンジニアリング東北支店でございます。

それでは、議案第54号関係の資料をお願いいたします。

令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事請負契約について。

1ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況でございますが、1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（3）入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工

事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（６）宮城県内に本社または営業所等を有すること。（営業所等の場合は、本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあること。）（７）大和町入札参加承認時点において、管工事の格付がＡ級（総合評定値（P）が1,000点以上）であること。

次に、２の入札の方法としまして、（１）ダイレクト型一般競争入札とする。（２）入札書は、①郵便（一般書留、簡易書留）による送付、②直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。指定の期日に間に合わなかった者は、失格とする。（３）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が１者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

３の入札参加者でございますが、３者となりました。企業名は記載のとおりでございます。

２ページをお願いいたします。

４の入札の結果でございます。

入札調書につきましては、令和５年５月９日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものでございます。この工事の予定価格は5,737万円、低入札調査基準価格は4,015万9,000円であり、入札の結果、２者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

この結果を受けまして、令和５年５月11日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、５月12日に「低入札価格調査委員会」を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格調査につきましては、①から⑨までの内容としております。これにより積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能であるとの判断から落札決定をし、最低価格を提示した株式会社太平エンジニアリング東北支店を落札者に決定し、令和５年５月18日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございますが、請負代金額は3,506万8,000円、消費税を除いた金額3,188万円。契約相手方は仙台市宮城野区榴岡三丁目６番22号、株式会社太平エンジニアリング東北支店でございます。

次に、事業の概要でございます。

１の施工場所は、大和町ふれあい文化創造センター（まほろばホール）地内。２の完成工期は令和５年12月28日を予定しております。

３ページをお願いいたします。

３の工事概要としましては、（１）ビル用マルチ空調機の交換更新設置、室外機２

階屋上屋外設置の2台、室内機いずれも大ホール関係10台、以下は内訳のとおりでございます。(2) ファンコイルユニット更新工事、2方向ファンコイルユニット46台、以下は工事に伴う内容となり、既存機器撤去費、新規機器搬入設置工事費などがございます。(3) 全熱交換器入替(応接室)でございます。全熱交換機入替は1台、以下は工事に伴う内容となり、既存機器の撤去費、新規機器搬入設置工事費等でございます。

4ページをお開き願います。

施工箇所の位置図でございます。

次に、5ページになります。

5ページにつきましては、施工箇所の施工平面図でございます。赤枠がファンコイルユニットの施工箇所、学習棟の1階、2階、ホール棟、楽屋、楽屋ラウンジ、廊下、楽屋事務室でございます。青枠がビル用マルチ空調機施工箇所になります。ホール棟、屋上、調光室、映写室、音響調整室、調光機械室、シーリングライト室、スポットライト室、投光室AとBになります。

6ページをご覧ください。

ホール棟、学習棟の1階、右下にファンコイルユニット、全熱交換器の写真と説明が枠内の部分になります。ファンコイルユニットは青色の部分、1階30台となっております。全熱交換器は黄色の部分になっておりまして、1階1台となっております。

7ページをご覧ください。

学習棟の2階ファンコイルユニットは青色の部分、2階の16台になります。

次に、8ページになります。

ホール棟の3階部分になります。室外機2台、濃い青色の部分が室外機2台の分になります。分流コントローラー、こちらは黄色の部分。室内機5台の青色の部分のところが室内機の5台分の図面となります。

9ページをお開き願います。

左側にホール棟4階のセンタースポット室とシーリングライトブースがありますので、室内機3台を表示しております。右側にはホール棟2階の投光室、下手と上手の2台の表示になります。下の表内には業務用空調機、エアコンの種類と相違点、こちらは参考とさせていただきますので、家庭用エアコンとの違いを表記しておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

以上が、令和5年度大和町ふれあい文化創造センターファンコイルユニット等更新工事請負契約についての概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第54号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5 番今野信一君。

5 番 （今野信一君）

予定価格が5,737万円に対しまして落札価格が3,188万円と大分差があるような気がしたんですけれども、予定価格の算出方法はどのような形で行ったのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

村田 晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

それでは、今野信一議員のご質問にお答えいたします。

算出につきましては、本工事の設計というか予算額を算定した際に参考見積りという形でとらせていただきましたので、そちらで算出をしております。ただ、マルチ空調機器及びファンコイルユニット等については機器の費用が大幅を占めておりまして、安価で仕入れが可能となった形になりましたのでこのような形になったと報告を受けております。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。7 番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

この機器の耐用年数はどのくらいになっているか、ご確認いただいたのかお尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

村田 晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

それでは、馬場良勝議員のご質問に回答いたします。

耐用年数であります。法定耐用年数は13年から15年ということで確認しております。既に28年目を迎えておりますので、そのような形で確認を取らせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長（高平聡雄君）

日程第7、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、同意第5号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、高橋 久氏でございます。

議会の説明資料をご覧いただきたいと思っております。

高橋氏の経歴、学歴、職歴につきましては、役職歴もですが記載のとおりでございます。選任の理由といたしまして、令和5年6月28日に任期満了を迎えるため再任と

いうことで今般議会の同意を求めるものでございます。

高橋さんは昭和50年3月に東北学院大学を卒業されまして、大和町役場に入庁されまして、平成25年に定年退職されるまで町勢の発展と町民福祉の向上のためにその職責を果たしていただきました。

在職中には環境生活課長や都市建設課長を務めたほか、退職後には大和町農地利用最適化推進委員を務めるなど、その豊富な知識と経験は職務遂行に当たり、公正、公平なる審査をいただけるものと考え、固定資産評価審査委員会委員として選任をお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で同意第5号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番今野善行君及び10番渡辺良雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありますか。

点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番今野善行君及び10番渡辺良雄君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

ただいまの投票の結果を報告します。

投票総数 17票。

有効投票 16票。

無効投票 1票。

有効投票のうち

賛成 16。

反対 ゼロ。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時46分 再開

議長（高平聡雄君）

本会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまの全員協議会におけます説明のおり、農業委員会委員の任命については

一括議題とし、一括投票にて決することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、同意第 6 号から同意第 15 号までの農業委員会委員の任命については一括議題とし、一括投票にて決することに決定いたしました。

日程第 8 「同意第 6 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 9 「同意第 7 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 10 「同意第 8 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 11 「同意第 9 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 12 「同意第 10 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 13 「同意第 11 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 14 「同意第 12 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 15 「同意第 13 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 16 「同意第 14 号 農業委員会委員の任命について」

日程第 17 「同意第 15 号 農業委員会委員の任命について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 8、同意第 6 号から日程第 17、同意第 15 号までの農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書 6 ページでございますが、まず、同意第 6 号でございます。

農業委員会委員の任命について、下記の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、藤原政由氏でございます。

一括ということでございますので、引き続き説明をさせていただきます。

同意第 7 号でございますが、同様の理由から同意を求めるものでございますが、氏名は曾根秀子さんでございます。

続きまして、同意第 8 号でございますが、氏名を申し上げます。赤間良一氏で

ざいます。

同意第9号でございます。氏名小野一郎氏でございます。

同意第10号につきましては、鶴橋祥幸氏でございます。

同意第11号、高橋 淳氏でございます。

同意第12号、佐藤和彦氏でございます。

同意第13号、文屋芳光氏でございます。

同意第14号、残間洋一氏でございます。

同意第15号、鈴木一成氏でございます。

以上、同意第6号から同意第15号まででございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で同意第6号から同意第15号までの説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番千坂裕春君及び12番門間浩宇君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。氏名連記による一括投票となります。本件に不信任の方には候補者氏名の上部の覧に「バツ」と記載し、信任の方には何も書かずに空白としていただくようお願いします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番千坂裕春君及び12番門間浩宇に開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

同意第6号の藤原政由さんについては

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第6号は同意することに決定されました。

同意第7号の曾根秀子さんについては

有効投票のうち

賛 成 16票。

反 対 1票。

無効投票 ゼロ票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第7号は同意することに決定されました。

同意第8号の赤間良一さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第8号は同意することに決定されました。

同意第9号の小野一郎さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第9号は同意することに決定されました。

同意第10号の鶴橋祥幸さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第10号は同意することに決定されました。

同意第11号の高橋 淳さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第11号は同意することに決定されました。

同意第12号の佐藤和彦さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第12号は同意することに決定されました。

同意第13号の文屋芳光さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第13号は同意することに決定されました。

同意第14号の残間洋一さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第14号は同意することに決定されました。

同意第15号の鈴木一成さんについては

有効投票のうち

賛 成 17票。

反 対 ゼロ票。

無効投票 ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第15号は同意することに決定されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第18「委発第2号 大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の設置について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第18、委発第2号 大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案については、1番宍戸一博君の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により宍戸一博君の退場を求めます。

〔宍戸一博君退場〕

議 長 （高平聡雄君）

ここで、提案者であります議会運営委員会委員長より提案内容の説明を求めます。
議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、提案内容を説明させていただきます。

令和5年5月19日付にて、大和町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づく審査請求が提出されております。これを受け、去る5月22日及び6月2日に議会運営委員会を開催し、審査請求書の取扱いについて協議を行いました。議会運営委員会としては大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査が必要であることと判断に至りました。このことに伴い、審査特別委員会を設置することになりますが、その内容については別紙記載のとおりであり、構成員につきましては議長と審査請求対象者を除く16人とする結論に至りました。

以上の内容でご提案いたします。よろしく申し上げます。

議 長（高平聡雄君）

お諮りいたします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査のため、議会運営委員長からの提案された16名で構成する大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会を設置し、審査については同委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま設置が決まりました大和町議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の委員長及び副委員長選任のため、ここで暫時休憩します。

ここで、事務局長より正副委員長の選任に関する説明がありますので、お聞き願います。

議会事務局長（櫻井修一君）

それでは、ただいま設置されました、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の正副委員長を選任することになりますので、委員の皆さん

は第一委員会室のほうにご移動をお願いいたします。

なお、執行部の皆様につきましてはこのまま議場にてお待ち願いたいと存じます。
よろしくをお願いいたします。

午後 3 時 0 7 分 休 憩

午後 3 時 1 6 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に槻田雅之君、副委員長に馬場久雄君が選任されました。

ここで、宍戸一博君の入場を求めます。

〔宍戸一博入場〕

日程第 1 9 「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議 長 （高平聡雄君）

日程第19、委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会活性化調査特別委員会委員長大須賀 啓君。

議会活性化調査特別委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、報告をさせていただきます。

議会活性化調査特別委員会にて調査、検討を行った議員の産休、育休などに関する会議規則の改正につきまして報告いたします。

お手元の報告書をご準備願います。

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

これからの大和町議会の在り方プロジェクトにおきまして意見が出されました。議員の福利厚生の実現についての議論を重ね、開かれた議会を実現していくためにも、議

員の産休、育休などに関する規定を会議規則に明示することが必要であるとの結論に至りましたので、ここに報告するものであります。

調査事件は議員の産休、育休などに関する会議規則等の改正についてであります。調査の経過であります。県内町村議会の状況を踏まえ、当議会においても早期に改正することが必要であるとの結論に至ったものであります。なお、県内における実施状況並びに会議規則案につきましては、以下のとおりであります。

以上、報告終わります。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これで委員長報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年大和町議会6月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時21分 閉 会